

【講演録】

博物館法制定時の事情

The Situation at the Time of the Enactment of the Museum Act

川崎 繁

Shigeru KAWASAKI

今年で博物館法ができて、57年ぐらいになるのではないのでしょうか。随分時間がたったのだなという感じがいたします。私にとってみますと、半世紀以上前の話ですけれども、この博物館法というのは大変身近な法律でして、いまだにいろいろな思いがよみがえってきます。今日まで、この法律があるのは本日お集まりの博物館学関係者のみなさんはもとより、広い意味で、日本の文化を残そうという、また守ろうという方々のお力があつたればこそという感じがいたします。お話を聞きますと、文部科学省当局で博物館法の改正案について、いろいろご検討中のようにも承っております。またそれについて、みなさんがたにご意見を承ってきているのではないかと思います。

私がこの博物館法にかかわりを持つようになったのは、昭和22年(1947)の10月に文部省に入ってからで、それが当時の社会教育局の文化課という課です。当時の文化課というのは、簡単に申し上げますと、今の文化庁の仕事をしていたような課です。主体は文化財保護の仕事が非常に多かったわけですが、私とその課で担当を命じられましたのは、図書館・博物館関係の仕事です。これが図書館法の立法や、博物館の立法にかかわるようになったきっかけです。図書館法というのは25年にできております。博物館法は、1年遅れて26年です。ですから、もう入りましたときから、立法にかかわる調査はもちろんですが、法案にかかわる資料の収集とか、検討をさせられたわけです。と言いましても当時は、海外まで行って調べるというようなことはありませんし、まして、敗戦という事実の前に社会がひっそくしているような感じでしたから、あるべき資料もなかなか見つからないというようなことで、調べるのに大変骨を折ったという記憶があります。

その頃24歳でしたか、いってみれば血気にはやっている青年の時代でしたから、戦争に負けたという悔しさと、これからどうしようかという悩みと、こもごもに体の中にありまして、仕事は仕事として割り切ってやったにしても、なかなか、その辺のところは吹っ切れない。特に占領下ですから、すべて占領軍のお墨付き、許可がなければ、物事は一切動かない。法律の原案一つとってみましても、大変な手順で、大変な時間をかけてオーケーをもらうというような、そのよう

な節々にぶち当たるわけです。そのたびにストレスがたまるという経験をいたしました。

しかしながら、そうはいいまして、戦後の新しい国づくりというのが着実に進んでまいりました。ご案内のとおり、政治経済、社会全般にわたって、基本的な法制というものは急ピッチで進められたわけです。特に教育については、立国の基本は教育にあるという観点から、いち早く、学校制度であるとか、その教育制度や行政組織などについて矢継ぎ早に法制化の準備と、また、それに向けての具体的な動きが進んでまいりました。

アメリカは、日本の教育のあり方を早急に改めようということで、みなさんご案内のとおり、昭和21年には教育使節団というのが27名日本にやってまいりました。あらゆる分野についていろいろ調査もし、そして勧告をしたわけです。また、25年だと思いましたが、2回目の教育使節団がまいりました。1回目は27人でしたけれども、2回目は5人でした。どちらにしても、日本の教育について大変関心を持ち、彼らの目からすれば、全体主義的な国家に映った国でありますから、これを基本から直さなければいけないという意気込みがあったのだと思いますが、もう終戦早々に使節団がやって来まして、いろいろ指示と勧告をしております。その中に博物館、図書館の重要性というのでしょうか、そのあり方というものを、そう綿々とはつづっておりませんが、その改善方法を指摘して、政府に実現を求めたわけです。

そのようなことが、法制化に向けての大きなパワーになったということは、これはもう疑いのない事実です。同時に、博物館だけではありませんが、教育関係の世界では、いろいろと改善のための議論があったわけですし、基本的に国が敗れたという事実の上に乗っての問題であるだけに、従前の議論だけでは済まない。もっと切り込んだ議論というものが必要であり、また、それが求められたりしたわけですし、日を重ねるごとにそのような動きといえましょうか、これが強くなってまいりました。

博物館についても同じことがいえると思います。ただ、博物館の場合には、長い、戦前からの法制化に向けての努力というものが続けられており、今は博物館協会とっておりますが、一番最初にできた団体は「博物館事業推進会」という、たしか昭和3年にできました。これは日赤の参考館という場所で発足をみているのでありますが、それ以来、大変地道な法制化に向けての活動が行われてきております。その中心的な役割を果たしたのが、棚橋源太郎先生という方でして、文部省の督学官もおやりになり、また、東京教育博物館の館長をおやりになったり、その前には東京高等師範の教授をやっておられたり、いろいろそのような教育歴の豊富な方ございまして、この方が、民間における博物館の改善運動といえましょうか、その先頭に立って、戦前から戦後にかけて活躍されたと申し上げて、過言ではないと私は思うのです。

その具体的な中身はいろいろとあるわけですが、一、二を言いますと、例えば、戦前のことではありますが、全国博物館大会というものを事業としておやりになっておりまして、その第6回が、昭和9年の10月に行われています。その際、協会の専務理事として、当時は博物館令といたしておりましたが、この法令を速やかに制定すべきであるという議決をまとめ、その運動を展開しています。また昭和17年には、前に文相でもあった荒木貞夫陸軍大將が協会の会長をやっていた

わけですが、その当時、博物館令制定の歩み方が遅いという切実感に立って、その制定についての陳情を、当時の文部大臣橋田邦彦にしております。昭和17年ということですから、戦争もたけなわのような時期であったと思いますが、そのような時にも、このような運動が行われていたということです。

一方、文部省におきましても、今でもそうだと思いますが、非常に熱心に、この博物館法の制定には取り組んでいまして、例えば、第4回の博物館大会というのが昭和7年に行われておりますが、そのような機会に、文部省から博物館令を制定するにあたっての、留意事項は如何という諮問を出しているのです。当時の松尾成人教育課長がそれを説明しまして、会員のみなさんといえますか、大会に参加している博物館関係者の意見を聴取したわけです。これは大会側の方としましても、単に言い放しということではなしに、この諮問に答える答申というのでしょうか、それをまとめまして、文部省に提出をしています。その内容は、職員の身分、待遇はもとよりですが、博物館の設置、統制、国の補助等々につきまして、具体的に答申をしています。文部省もそれを参考にして、いろいろ策を練ったわけです。このような諮問はあと1、2回やっています。そのたびに、答申を出しています。文部省もそのような意味ではきめ細かい対応をしているわけです。

また、昭和13年になりますと、教育審議会という、これは内閣に置かれた審議会のようなのですが、そこでこの博物館法令の制定促進、特に職員の資格、養成など、その整備、充実についての答申を政府に出しています。ですから文部省に限らず、このような内閣に置かれた審議会でも、博物館法令についての熱心な取り組みというものが伺えると思います。このような動きは、戦後になりましても博物館協会の運動の継続というかたちで引き継がれました。しかしながら、戦後はとにかく国土は荒廃しておりますし、占領下における社会生活というものが、大変不安と沈鬱というような状況の中で営まれましたから、そうそう博物館法がどうのこうのという動きに直接結びつくようなことは、なかなか難しい情勢でありました。

私は戦後、これらの活動を見てきておりますが、先ほどこちょっと申し上げましたように、図書館の方の仕事もやっておりました関係で、どちらかという、関係者の法令制定に対する動き方といえますか、取り組み方というのは、客観的に見て、図書館界の方は大変力のこもった動きをしておりました。これには理由がありまして、占領軍の方に図書館の担当官が実はおまして、この人がまじめな熱心な人で、図書館関係の幹部どころとは、密接な情報交換などを日常的によくやっておりました。場所は、当時の民間情報教育局（CIE）の中でありまして、そのときは日比谷の、元NHKのビルの中でした。

図書館は、図書資料を中核とした基本的に同一資料を持つものですから、大変コミュニケーションもいいし、図書館界における討論、議論というものを、共通の地盤の中でやれるわけです。そのような要素もあって、CIEとの情報交換も、あるいは議論のやり取りも、大変盛んでございました。

この点、博物館の方はどうかといえますと、どうも博物館はいろいろな種類がありますから難

しい。美術館と歴史博物館と科学博物館、みんなそれぞれ、言ってみればいい意味の個性を持っているわけです。だから、その共通点というのは限られるところが多いですね。その最たる例で、博物館法を立法したときに、時間もかかったし議論も長引いたのが、動物園、植物園、水族館の取り扱いの問題でした。これは戦後の問題だけではなく、この動物園、植物園、水族館等の問題というのは、戦前も、実は博物館令を制定しようとするときに、やはり議論されているのです。

記録によりますと、さっき申した荒木さんが博物館協会長をやっておられたときに、この動物園、植物園、水族館の問題というのが、なかなか調整ができないものですから、自分が関西に向き、関係者にお集まり願って調整をおやりになりました。京阪地区における動植物園、水族館長さん等が集まりましたが、「博物館令を考えようとしているけれども、みなさんがたも一緒にやりませんか」という提案に、賛成・反対がフィフティー・フィフティーなのです。反対者は、動物園、植物園、水族館というのは、厚生施設だからということ、反対の理由にされている。いろいろ教育的な制約を受けたのでは、やりにくいということです。所管は観光局や公園局などです。いろいろなところが所管しているわけです。

賛成者は、教育的な配慮は大事なことなので、われわれはそれを検討しなければいけないのではないか、そのような議論がされているわけです。同じ仲間内ですけれども、意見が一致しない。それで調整に行かれた荒木さんも、手を上げて帰って来られた。これは戦前の話です。

その後、戦後におきましても、その議論は残っていました。私はそれに直面しましたからよく覚えておりますが、当時、上野の動物園長の古賀先生などが、いかにして博物館法の適用を受けながら発展させるかということで、随分説得をされました。ですから、戦前における反対論の模様とは、ちょっと変わってはきましたが、もろ手を挙げて賛成というわけにはなかなかいかない。やはり基本は、われわれは教育機関というよりも厚生機関である。この厚生という意味が非常に広いのです。

入館料の問題が検討されたとき、図書館はアメリカの強い指導で取らないことになったが、博物館の場合には、アメリカ側の強い指導もなかったので、自主的に決めることができた。ところで、入館料をどうするかということについては、関係者こぞって入館料はただにはできないという意見が圧倒的でした。

因みに入館料の調査をしてみますと、あの頃（昭和22～23年）、動物園、植物園、水族館を主体として年間、億を越える額でした。戦後、動植物園、水族館というところは、国民の憩いの場でした。ですから、設置者にとっては、大変意義のある、財政的にも魅力的な施設でした。

博物館を文化施設として運営する根幹となる専門家としての学芸員の資格、その養成をどのようにするかということは、また大変難しい問題でした。しかし、博物館の特質を踏まえ、学芸員の資質と処遇を高めるべく努めました。図書館法では司書・司書補が専門的職員とされていますが、博物館法では学芸員のみが専門的職員とされ、大学で養成することについては、図書館法と博物館法は原則同じです。ただ博物館の場合には、無試験制度をもって学芸員の資格を与えると

いう、特別な規定をおいております。このようなことは博物館の特性だとは思いますが、しかし大まかにいえば、図書館も博物館も専門的職員の養成は、基本的に大学とすると、このようなドクトリンになっているわけでありませう。

戦前までの司書の身分、処遇の取り扱いというのは、博物館の職員と比べますと、格差があったように思います。図書館は、これは最終的に公立図書館職員令という図書館職員の身分法規（勅令）ですが、それで館長、司書などにつきましては、公立の中学校の教員に準じて、処遇をしています。

博物館について、なぜそのようにやらないのか。調べてみますと、これは『博物館研究』にも、椎名さん（科博）が詳しくまとめておられるものがありますけれども、図書館の方は明治32年（1899）に図書館令というものを制定しているのです。博物館につきましてはそれがありませんけれども、明治30年の初めごろに、やはり博物館にも図書館と同じように、そのような職員の処遇についての法令が必要ではないかという文部省側の配慮があって、話が出ているようです。当時、勅任官、高等官、判任官、奏任官といった官吏の身分取り扱いはあり、図書館の場合には判任官という取り扱いで出発していますが、博物館の方はそのようなことでは満足できない。勅任官の植物園長がおられるということもあって話がまとまらない。そこで高等官処遇で取り扱ってもらうように陳情したところが、それは了承できないというようなことで、博物館職員についての職員令というのは、さたやみになってしまった。

博物館法制定の緊要性を考えてみますと、第一は、文化財保護法、図書館法、社会教育法など、文化立法がどんどん整備されてきて、それこそ文化国家建設ということを底辺にして考えた場合に、博物館について早くその地盤を強固にしなければならないという、そのような緊急性がある。

第二は、そのような意味合いから、博物館の概念というものは、狭めるのではなしに、もっと包括的に広げ、これまでなかなか集約しきれなかった博物館の概念を何とかこの際、集約をし、今後の発展を図らなければならないこと。

第三は、私立博物館の維持、保全です。当時、というのは昭和21、2年ごろの話ですが、あのころ博物館と称するものはざっと160ぐらいだと思います。そのうちの100近くは私立博物館、これは宝物館も入りますけれども。だから3分の2は私立博物館だったのです。その私立博物館が、戦後、崩壊を始めたわけです。これは大変なことです。私立博物館の運営の資本となったのは、全部が全部ではありませんが、株とか公・社債、これが多かったようです。それが戦後みんなパーになったものが多いのです。だから私立博物館は身売りを始めるわけです。これはと思う有名な博物館が、館内の展示施設を引き払って、そこを事務所に貸し出すようなことが起こりました。

また、税金が払えないわけです。一番大きなのが固定資産税です。それ以外に市町村民税、その他ありますけれども、そのような税金が払えないと、これは税務署から差し押さえになってしまいますから、払うためには借金をしなくてはならない。借金をするためには担保がなければだめ。そこまで追い詰められてくると、資料を処分するわけです。背に腹は替えられないといいますが、私はその実態を見ていませんけれども、随分貴重な資料が処分されたと思っています。国

内だけでなく国外にも処分された。

3番目の説明に力が入ってしまいますが、この私立博物館の崩壊をいかにして食い止めるか。それには、当面課税をいかにして免除にするか。私立博物館には直接、国は助成できませんから、なおさらです。ある地方博物館などは、展示・展覧会をやったら興行税がかかってきてしまったというのがあります。これは税務署だけではないと思いますが、博物館に対する理解とか見方というのが非常に浅いといえますか、文化認識が乏しいからではないかと思えます。

これらの免税措置は立法に当たっての非常に緊急的なポイントでございました。

この三つ以外に特記的な事項として付け加えたいのは、学芸員に関する問題です。先ほど申し上げましたように、その養成は大学にやっていただくことになったわけですが、それは、養成するだけでは足りないのので、いかにしてその資質、処遇を高めるか、そのためにはどのような工夫が立法上いるのか、これが非常に大事な課題でした。特に、多種多様な博物館における専門性について、何を以て評価の基準にするのか、これは大変難しいのです。これについては立法上適切に対処できなかった残念な点です。

もう一つつけ加えたいことがあります。そもそも博物館法は、国・公・私立を含めた博物館の総合法として立法すべきだという関係者の強い意向がありました。これは、生涯をかけて法の成立に尽力された棚橋先生の持論でもありました。これは、わが国の博物館の組織、機能を充実・整備し、教育・学術・文化の振興を目指すものでした。

それが、立法に際し、まず国立が抜けてしまったのです。これは話すと時間がかかりますからはしょっていいますと、これは多分に法隆寺の金堂が焼けたため（昭和24年）と申してもよいでしょう。私は法隆寺が焼けた直後に、局長の随行で、現場に入りました。悲惨でした。あの大戦争の惨禍をくぐりぬけて守り抜いたあの国宝が、もうみんな炭化してしまっているのです。これが大問題になって、昭和25年に文化財保護法ができました。文化財保護法もたしか議員立法のはずです。そして、日本の文化財を、一貫して保護、活用していくために文化財保護委員会ができ、そのもとで専門業務に当たる拠点がこの東博になったわけですね。東博とか科博は、日本のナショナル・ミュージアムとしての役割を持って、各大学、公立、私立の博物館とのネットワークの中心になるべきだということに思っていたのですが、それが難しくなりました。

図書館法をつくる時も、総合法を目指したのですが、日本の代表的な公共図書館として明治以来歴史のあった上野の国立図書館が、国立国会図書館をつくるということで、国会に移管されてしまった（昭和23年）。このため総合法とはならなくなった。

このようなことで、博物館法は公私立を主体とするものとなり、国立の博物館は法上の博物館相当施設として位置づけられた。この相当施設の規定は法上の体系のうえで大変苦心したものです。

顧みますと、博物館法の成立に当たっては、最後まで尋常の道のりではなかったように思います。法の成立が急がれ、政府立法として国会提出の準備万端が整った矢先に、提出不能となった。これに対し、急きょ、関係者が国会へ直行し、法提出方の陳情を行い、国会側はこれを受け、早速、

所要の手続きをとり、議員立法法案として国会に提出した。審議は衆・参両院でトントンと素早く進み、難なく成立した。このようなことは、前例のない異例のことでした。

「不易と流行」という言葉がありますが、今日、博物館は、何が不易で何が流行であるか。私は博物館の概念としても機能としても、深くこれを突き詰めてみる必要があるのではないかなという感じがしております。

法の内容には、不備不足の点もありますし、苦肉の策のような登録制度というものもあります。全体的に考えてみた場合に、少し几帳面に考えすぎた点もあるかもしれません。もう少し弾力的に、立法上措置してもいいこともあったのかなというようにも思いますけれども、それはこれからのみなさん方のご検討によるわけです。

最後になりますが、私は博物館については、三つのイメージを持っております。その一つは、個性豊かな博物館であってほしい。2番目には、楽しく学べる博物館になってほしい。好奇心を持って楽しく学べるということは、大変大事なことだと思います。

三つ目は、憩える博物館であってほしいということです。博物館に行ったら、何となしにゆったりできる、憩える、あそこに行くとき安まる広い空間がある、うまいコーヒーも飲める、いい音楽も聴かれるといった、何となしに豊かな情操がつかわれるような環境がほしい。これが私の三つ目の期待であり、願望であります。

まとまらないところもございますが、これで私の話は終わりにしたいと思います。

ご静聴ありがとうございました。

(質疑応答から)

○ 今、お話の中にありましたけれども、政府立法をあきらめて議員立法にしたということですね。その理由はあまりお話にならなかったけれども、GHQとの関係もあるのですか。GHQ、連合軍との関係もあるのでしょうか。

川崎 これは、国会に出す手続きが全部、一応終わった段階でアウトになってしまったわけですから、意外感だけでなしに、博物館関係者などは激昂されたわけです。これは政府側の都合か、GHQのところで抑えられたのか詳らかではありません。そこで、最後の命の綱のような思いで、すぐに国会に連絡を入れたのです。国会では理解者も多く積極的なのです。あのころはとにかく法隆寺金堂が焼けたり、金閣寺が焼失したり、もう見るに忍びないという気持ちはみんな持っていたわけです。国会といえどもGHQのOKなしには進みませんが、政府との関係とはちょっと違います、やはり国会ですから。幸い若林さんという衆議院議員が提出議員代表となられ、審議の促進に大活躍され短期間に成立しました。あのようなことはちょっと空前絶後ではないでしょうか。

(質問) 博物館法から国立が抜けた過程、これは東博が文化財保護の拠点になって、そのために博物館法から抜けた。非常に興味深いお話を伺いましたが、ただ、東博とは全然違ったテーマで、国立の科学博物館は、いわゆる教育系の博物館として発展してきたと思うのです。これも結局抜けてしまっているわけです。ですから、例えば文化財保護系は文化財保護法論として抜けたとしても、いわゆる教育系としてきた科博というのは、変な話なのですけども、科学系の頂点、博物館界の頂点というのですか、すごく乱暴な言い方をしてしまうと、科博の中心というのは、いわゆる博物館グループと文化財保護グループのような感じということにはならなかったのでしょうか。

川崎 象徴的にお話をしたので、そのような印象をお与えしてしまったと思いますが、それは言葉足らずで申し訳なかったです。つまり、文部省の所管の博物館の中で、法の体系に入らない博物館が一つでもあると、制度として整わないということがあるのです。他省の博物館は、法の対象になることに理解を示していました。文部省の母屋の中でそのようなことになってしまったわけです。まことに残念でした。

2008年2月16日 全日本博物館学会第6回例会（於：國學院大學）